

# 案

## 岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型 情報機器等設置業務に関する協定書

岡山市（以下「市」という。）と（以下「設置事業者」という。）は、設置事業者が岡山市役所新庁舎に「広告付デジタルサイネージ型情報機器等」（以下「情報機器」という。）を設置することに關し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、市の施設である岡山市役所新庁舎において、設置事業者が民間事業者等を広告主とした情報機器を設置することの取扱いについて定めることを目的とする。

### （情報機器設置場所及び一時移動）

第2条 設置事業者が情報機器の設置場所は、次のとおりとする。

住 所：岡山市北区大供一丁目1番1号

設置場所：1階：総合案内横×1か所

EVホール東1－1×1か所

EVホール西1－1×1か所

2階：総合カウンター前×1か所

EVホール東2－1×1か所

EVホール西2－1×1か所

3階：EVホール東3－1×1か所

EVホール西3－1×1か所

設置面積：仕様書のとおり

2 市が必要と認める場合には、一時的に設置場所を移動することができる。

### （事業の実施及び協議）

第3条 設置事業者は、情報機器の仕様及び施工方法についてあらかじめ市と協議するものとする。なお、設置事業者は、情報機器の仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず市と協議しその承認を得るものとする。

### （行政財産の使用許可期間）

第4条 第1条の目的による行政財産の使用許可期間は、機器設置日から令和9年3月31日までとする。ただし、設置事業者の施設使用状況や実績を勘案し、また、当該行政財産の用途及び目的を妨げない限度において、引き続き使用を許可することを市が適當と判断した場合は、設置事業者からの行政財産使用許可申請に対し、1年度単位で更新を行い、最長で令和13年5月31日までとする。

2 設置事業者は、第1条の目的による行政財産の使用にあたり、甲の指定する期日までに行政財産の使用に係る申請を行わなければならない。

3 設置事業者は、使用許可の更新を希望しない場合は、期間満了日の3ヶ月前までに、

書面により意思表示を行わなければならない。

- 4 前項の規定に反した場合、設置事業者は、行政財産の目的外使用料の3ヶ月分に相当する損害賠償額を市へ支払わなければならない。
- 5 その他、行政財産の管理に関する事項については、岡山市公有財産取扱規則及び関連規定に従うものとする。
- 6 情報機器にかかる光熱費、通信料等は、設置事業者の負担とする。

(行政財産の目的外使用料)

第5条 設置事業者は、情報機器の設置場所が有する広告価値を利用する対価として、次項の行政財産の目的外使用料を、市の定める期日までに、市の指定する方法により市に支払うものとする。

- 2 行政財産の目的外使用料は、年額合計金 円 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。
- 3 行政財産の目的外使用料は、各デジタルサイネージ型情報機器それぞれの機器設置日から日割で発生するものとする。
- 4 消費税及び地方消費税に係る税制改正があった場合は、第2項に規定する行政財産の目的外使用料について、所定の改定を行うこととする。

(広告主及び広告内容の審査)

第6条 設置事業者は、情報機器へ掲載する広告の内容について、事前に市の審査を受けその承認を得たものでなければ掲載できない。

- 2 設置事業者は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を市の指定する日までに、市に提出するものとする。
- 3 市及び設置事業者は、広告主及び広告内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正)

第7条 市は、広告の内容が市役所で掲載する広告としてふさわしくないと市が合理的な理由により判断した時は、いつでも、設置事業者に対して広告の内容の修正を求めることができ、設置事業者はこれに従わなければならない。

- 2 前項の修正にかかる費用は、設置事業者が負担する。

(広告内容の変更)

第8条 設置事業者は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に市と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第9条 設置事業者は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は設置事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権の

全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。

- (3) 市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

(設置事業者と広告主との契約)

第10条 設置事業者は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬を受領できる。

(情報機器の製作及び設置)

第11条 情報機器の製作及び設置に係る作業は、設置事業者が自己の負担により行うものとする。

- 2 設置事業者は、前項に定める作業を第三者に委託してはならない。

(情報機器の設置にあたっての留意事項)

第12条 設置事業者は、情報機器の設置にあたっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない場所並びに構造とするよう配慮しなければならない。

- 2 設置事業者は、情報機器の脱落、破損及び転倒等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 3 設置事業者は、情報機器を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、設置事業者の責任及び負担にて解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。
- 4 市は、設置事業者に対して、本条第1項及び第2項の留意事項について、助言又は指導を行うことができ、設置事業者はその助言及び指導に従わなければならない。なお、助言及び指導に従うことによって生じる経費は、設置事業者が負担する。
- 5 情報機器の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、設置事業者の希望日時を事前に調整したうえで、市が指定する日時に行うものとする。

(保守・維持管理)

第13条 設置事業者は、情報機器が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

- 2 市は、情報機器の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに設置事業者に通報しなければならない。
- 3 設置事業者は、市役所利用者等に最新の情報を提供できるよう、随時案内情報の更新を行う。また、急を要する場合は、市と設置事業者の協議のうえ、速やかに情報情報の修正を行うものとする。
- 4 本条第1項及び第3項にかかる経費は、設置事業者が負担する。

(情報機器の一時撤去又は掲載広告の一時削除)

第14条 市は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、設置事業者に情報機器の一時撤去又は掲載広告の一時削除を指示することができ、設置事業者は

この指示に従わなければならない。

- (1) 市の指定する期日までに行政財産の目的外使用料の納付がないとき。
  - (2) 第7条第1項による広告内容の修正を設置事業者が行わないとき。
  - (3) 第12条第4項の市の助言又は指導に設置事業者が従わないとき。
  - (4) その他、情報機器の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市が認めるときは、設置事業者は情報機器の設置及び広告掲載を再開することができる。
- 3 本条第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に関する費用は設置事業者が負担する。
- 4 本条第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に設置事業者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、市は設置事業者の承諾を得ることなく情報機器を自ら一時撤去又は一時削除することができる。
- 5 前項において、要した費用は設置事業者が負担するものとともに、市は一時撤去又は一時削除によって生じた設置事業者の損害の賠償を行わない。
- 6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、行政財産の目的外使用料が納付済の場合は、市は当該期間中の納付済の行政財産の目的外使用料を違約金とみなし、設置事業者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

#### (市の解除権)

- 第15条 市は、設置事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により設置事業者に催告したうえ、本協定を解除できる。
- (1) 第4条の使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
  - (2) 法令又は本協定に違反したとき。
  - (3) 本協定の履行に関し、設置事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
  - (4) 設置事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (5) 設置事業者が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
  - (6) 第16条の規定によらないで、設置事業者が本協定の解除を申し出たときで、市が協定の解除が相当であると認めるとき。
- 2 市は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、設置事業者との協議により本協定を解除することができる。
- 3 本条の規定により本協定が解除された場合において、設置事業者の責に帰すべき事由がある場合は、市は納付済の行政財産の目的外使用料を違約金とみなし、設置事業者に

返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(設置事業者の解除権)

第16条 設置事業者は、市が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により市に催告したうえ、本協定を解除できる。

(1) 市が本協定に違反したとき。

(2) 本協定の履行に関し、市に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。

(解除に伴う撤去)

第17条 設置事業者は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく情報機器の撤去を行わなければならない。

(一時移動、一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等)

第18条 設置事業者は、第2条第2項の設置場所の一時移動が行われた場合、第14条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第15条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第19条 設置事業者は、第6条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第7条第1項により修正を行った場合、第12条第4項による助言若しくは指導に従った場合、第14条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合又は第15条第1項による解除がされた場合は、市に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 市は、本協定の履行に関して、市の責に帰すべき事由により設置事業者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 設置事業者は、本協定の履行に関して、設置事業者の責に帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、市と設置事業者で協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第20条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が市の責に帰すべき事由により生じたときは、市が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が設置事業者の責に帰すべき事由により生じたときは、設置事業者が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、市と設置事業者で協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第21条 設置事業者は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等により情報機器を撤去したときは、速やかに原状回復しなければならない。ただし、市と設置事業者で協議を行い、原状回復が不要と判断された箇所については、その限りではない。

(著作権等)

第22条 設置事業者は、情報機器の設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 市が本協定に基づき、市役所に設置されている情報機器に掲載されている写真又は画像データを行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、設置事業者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第23条 設置事業者は本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第24条 本協定に関する訴訟は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第25条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、市と設置事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第26条 本協定の有効期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(市) 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号  
岡山市  
岡山市長 大森 雅夫 ㊞

(設置事業者)

㊞